

◎議 事 日 程（第5号）

平成20年3月24日（月曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 常任委員長報告
- 日程第3 特別委員長報告
- 日程第4 意見書案第1号 道路特定財源の確保に関する意見書について
- 日程第5 議案第1号 愛西市寄付金条例の制定について
- 日程第6 議案第2号 愛西市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第3号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第4号 愛西市児童厚生施設設置条例の一部改正について
- 日程第9 議案第5号 愛西市ちびっ子広場設置条例の一部改正について
- 日程第10 議案第6号 愛西市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第7号 愛西市早尾地区排水施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第8号 平成19年度愛西市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第13 議案第9号 平成19年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第10号 平成19年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 議案第11号 平成19年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第12号 平成19年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第17 議案第13号 平成19年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第14号 平成19年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第15号 平成20年度愛西市一般会計予算について
- 日程第20 議案第16号 平成20年度愛西市土地取得特別会計予算について
- 日程第21 議案第17号 平成20年度愛西市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第22 議案第18号 平成20年度愛西市老人保健特別会計予算について
- 日程第23 議案第19号 平成20年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第24 議案第20号 平成20年度愛西市介護保険特別会計予算について
- 日程第25 議案第21号 平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算について
- 日程第26 議案第22号 平成20年度愛西市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第27 議案第23号 平成20年度愛西市水道事業会計予算について
- 日程第28 請願第1号 後期高齢者医療制度の実施中止を求める意見書の提出についての請願について
- 日程第29 陳情第1号 市町村管理栄養士設置に関する陳情について

- 日程第30 陳情第2号 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情について
- 日程第31 陳情第3号 自主共済制度の保険業法の適用除外を求める意見書の採択を求める陳情について
- 日程第32 陳情第4号 愛西市火葬場計画の見直しを求める陳情について
- 日程第33 選挙第1号 海部地区環境事務組合議会議員の選挙について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（30名）

1番	前田 芙美子 君	2番	鷲野 聡明 君
3番	三輪 久之 君	4番	日永 貴章 君
5番	吉川 三津子 君	6番	榎本 雅夫 君
7番	岩間 泰彦 君	8番	田中 秀彦 君
9番	村上 守国 君	10番	真野 和久 君
11番	鬼頭 勝治 君	12番	八木 一 君
13番	近藤 健一 君	14番	小沢 照子 君
15番	後藤 和巳 君	16番	堀田 清 君
17番	加藤 和之 君	18番	古江 寛昭 君
19番	大島 功 君	20番	大宮 吉満 君
21番	永井 千年 君	22番	黒田 国昭 君
23番	中村 文子 君	24番	加藤 敏彦 君
25番	加賀 博 君	26番	宮本 和子 君
27番	石崎 たか子 君	28番	佐藤 勇 君
29番	太田 芳郎 君	30番	柴田 義継 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	八木 忠男 君	副市長	山田 信行 君
教育長	五富利 清彦 君	会計室長	杉山 政男 君
総務部長	中野 正三 君	企画部長	石原 光 君
教育部長	水谷 洋治 君	経済建設部長	篠田 義房 君
上下水道部長	若山 富士夫 君	市民生活・保健部長	八木 富夫 君
福祉部長	加賀 和彦 君	消防長	古川 一己 君

佐屋  
総合支所長 藤松岳文君  
八開  
総合支所長 水谷正君

立田  
総合支所長 飯田十志博君  
佐織  
総合支所長 伊藤忠俊君

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 伊藤辰雄  
書記 田尾武広

議事課長 服部秀三

---

午前10時00分 開議

○議長（佐藤 勇君）

御案内の定刻となりました。

本日は全員御出席でございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日、追加議案が提出されましたため、開会前に議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（柴田義継君）

議会運営委員会の報告をいたします。

本日、開会前に追加議案として、意見書案第1号が提出されました。議会運営委員会を開催し、御協議いただきました結果、本日御審議願うことに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案を追加いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・諸般の報告

日程第1・諸般の報告を行います。

最初に、固定資産税評価等調査特別委員会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

固定資産税評価等調査特別委員長、どうぞ。

○固定資産税評価等調査特別委員長（永井千年君）

それでは、固定資産税評価等調査特別委員会の報告を行います。

3月17日午後1時から、委員全員参加で第8回固定資産税評価等調査特別委員会が開催されました。

まず担当課長より、3月10日付の調査の最終報告が行われました。既に御報告してありますように、昨年11月30日付の調査のまとめでは、5年遡及に納得できないなどを理由として調査の協力が得られず29件が継続中でありましたが、その後担当者を変えて何回も訪問して、県を通じて取り寄せた総務省の回答も示したり、他の住民の協力も得て、課税も含めて100%の理解は得られず不肖不精ながらという方も見えるが、調査については御理解いただき対象件数のすべての調査を終えることができたと報告をされました。

お手元に資料が配付されていますように、未評価家屋では1,114件を調査して、1,055件に課税をした。併用及び住宅用地については554件調査して、360件課税した。合計で1,668件調査して、1,415件課税することになった。固定資産税の税額は合計で4,670万3,000円。国民健康保険税は474万8,000円となった。3名の方が異議申し立てをされたが、近く棄却の予定であることなどが報告されました。委員の皆さんからは、御苦労さんのねぎらいの言葉とともに信

頼回復を目指して一層努力してほしいなどの発言がありました。

最後に特別委員会の今後について話し合いました。委員長より、一昨年10月より1年5ヵ月8回の委員会を行い、その都度報告を求めて調査の進め方について意見を言ってまいりましたが、調査が100%終了したので、今回を最後に特別委員会を閉じることとしたい。今後起きる問題は、所管の総務委員会で審査していただくこととしたいと提案をして、委員全員の了解をいただきました。当局には今回のことからしっかりと教訓を学び、今後とも市民の声をよく聞いて固定資産税の業務を進められるよう求めて報告といたします。

○議長（佐藤 勇君）

ただいまの特別委員長の報告のとおり、固定資産税評価等調査特別委員会は当初の目的を達成いたしましたので、調査終了といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第2・常任委員長報告を行います。

各常任委員会へ付託いたしました議案につきまして、それぞれ御審査をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について報告をお願いいたします。

最初に、総務委員長から報告をお願いいたします。

○総務委員長（太田芳郎君）

総務委員会の結果を報告いたします。

総務委員会は、3月18日午前10時から開催し、当委員会に付託をされました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付いただいておりますように、議案第1号：愛西市寄付金条例の制定につきましては、要綱等ではなく、あえて条例に記した理由についてお尋ねがありました。答弁として、この寄附ということが一つの市民参加であり、市民参加に基づく行政運営で、寄附というものを愛西市として明確化するために条例という形をとったということでありました。賛成討論として、これまでも当然寄附金に関しては寄附者の意向についてはとっていたと思いますが、より明確になったということで寄附者の意向を尊重するとともに、これから具体的に寄附金の用途についてホームページ等でしっかりと報告して、また寄附者に対しても報告をしていただくよう期待いたしまして賛成いたしますという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号：地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定及び議案第8号：平成19年度愛西市一般会計補正予算（第4号）、続きまして議案第9号：平成19年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第1号）につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第15号：平成20年度愛西市一般会計予算のうち、当委員会に付託を受けました部分につ

きましては、総務費につきましては、ホームページの充実でバリアフリー化ということで、文字の拡大などいろいろあると思うが、今後考えていくのか。またバナー広告も今後どのようにしていくのかという質問に対しまして、ホームページを作成するに当たり検討委員会があります。4月1日から文字が大・中・小ということで実施する予定です。それ以外に音声というものがありました、これはまだ実施するに至っていません。バナー広告については、新しいホームページ全体を見ていただいてから判断していただいた方がいいということで、20年度の途中から実施したいと考えているという答弁でありました。

また、巡回バスの運行委託料が昨年度より多い理由については、ガソリンの高騰が主な原因ということでありました。

また、1月1日に新春交歓会を実施しているが、他市の状況はというお尋ねがありました。答弁として、尾張西部8市では1月1日に実施している自治体は少なく、主催についても商工会が多いので、検討課題とさせていただきたいということでありました。

消防費につきましては、耐震性貯水槽はどこへ設置するのかという質問に対して、一つは八開中学校の体育館の東の駐車場と、もう一つは日置町の道路拡張に伴い既設の防火水槽を取り壊し近くに設置するということでした。反対討論として、国民保護法に基づく国民保護条例の趣旨というものは、市民を守っていくことに対して問題点があり、それに関する委員会の予算執行についても認められません。徴収嘱託員についても、基本的に税務徴収というものは、職員が責任を持ってやるべきものである。また、あいち自治体推進協議会に関しても、申請そのものが4件しかないという非常に効率の悪いシステムを抜本的に見直す必要があるので、この予算には賛成できませんという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第16号：平成20年度愛西市土地取得特別会計予算につきましては、反対討論として、土地開発基金の方が、まだ農地等の整備がされていないし、塩漬け土地等もあるということで反対しますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

陳情第3号：自主共済制度の保険業法の適用除外を求める意見書の採択を求める陳情書につきましては、賛成討論として、2006年の4月に施行された新保険業法によって、本来保護されるべき自主的な共済制度までもが規制の対象になってしまったということで、非常に大きい問題点があります。自主的共済として営利目的ではなくて、当該団体や特定の構成員の人たちのための共済そのものまでが規制をしていくということは大きな問題であります。自主的に共済を守るという点で、愛西市としても国の方へ意見として上げて適用除外をしっかりと対応できるようにしてもらうことが必要と考えますという御意見がありました。採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

以上で報告を終わります。

#### ○議長（佐藤 勇君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればお受けをいたします。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

次に、文教福祉委員長、報告をお願いいたします。

#### ○文教福祉委員長（大宮吉満君）

文教福祉委員会の結果を報告いたします。

文教福祉委員会は、3月19日午後1時半から開催いたしまして、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第2号：愛西市後期高齢者医療に関する条例の制定につきましては、後期高齢者医療の対象となる方は何名と推計いたしますかという質問に対しまして、平成19年12月末現在で総数が6,216名で、このうち65歳以上の方で障害をお持ちの方については417名という答弁でございました。反対討論といたしましては、保険料の期間の問題、健康診査の問題や、これから具体的に差別的になる差別医療の問題など大変な内容であります。このようなひどい制度を4月1日に実施するというのを認めることはできませんので、この条例の制定には反対しますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第4号：愛西市児童厚生施設設置条例の一部改正につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第5号：愛西市ちびっ子広場設置条例の一部改正につきましては、広場の面積と借地かどうかというお尋ねがありました。答弁といたしまして、大井同所については675平方メートルで、平米当たり500円の借地で、西八幡については360平米で、坪当たり750円の借地ということでありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第6号：愛西市介護保険条例の一部を改正する条例の改正につきましては、賛成討論として、今回の介護保険条例の改正は、税制改正によって激変緩和措置として負担の急激な増加を抑えるために、20年度まで延長されて1,859人がその恩恵を受けることになることについては賛成します。しかし、昨年は住民税の値上げに伴い介護保険料も引き上げを余儀なくされるなど、少ない年金がまたまた減っていきました。今後、低所得者への利用料、保険料の減免制度にぜひ取り組んでいただけるよう要望しますという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第8号：平成19年度愛西市一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、老人保健特別会計繰出金が1億5,000万円計上してあるが、その原因についてお尋ねがありました。答弁として、老人保健の医療費の伸びと、国・県支払基金からの歳入の減という部分が要因となっているとのことでした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第10号：平成19年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第11号：平成19年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第2号）につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第12号：平成19年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、新予防給付ケアマネジメント委託料が1,275万4,000円減額されていますが、その要因について質問

がありました。答弁として、サービスの利用者の数が12月末現在で要支援認定者が355名あり  
ました。そのうちサービスを利用してみえる方は164名ということで、利用率が5割を切っ  
ている状況であるので、減額したということでありました。採決の結果、全員賛成で原案のと  
おり可決されました。

議案第15号：平成20年度愛西市一般会計予算のうち、当委員会に付託を受けました部分につ  
きましては、児童館の建設に関して、今後のスケジュールについてお尋ねがありました。この  
4月に国に対して補助金申請をし、内示が6月ごろかと思いますが、内示があってから入札を  
し、そして工事にかかり20年度内の完成を目指しているとのことでした。

総合斎苑基本計画を変更する考え方はあるかという質問に対しまして、100%基本計画のも  
のもって基本設計などに入っていき考え方は持っていませんが、今ここで変更するかとい  
うことは言えません。検討委員会、特別委員会、または地元の要望など踏まえて意見を尊重す  
るようなこともあれば、基本計画の範囲以内で見直しをしていかざるを得ないのではないかと考  
えますという答弁でございました。反対討論として、今年度の予算につきましては、児童館の  
子育て支援センターの建設、子供医療費の拡大、小・中学校の耐震補強工事、ファミリーサポ  
ートセンターの開設、一般不妊治療費の補助など、住民要望が実現したものも数多くあります。  
しかし、今年度の予算の中で当委員会に関するところで最も大きいのは、一つは後期高齢者医  
療制度の問題であります。さらに総合斎苑の予算についても、地域の同意が得られること、そ  
して設備が過大であること。この二つについては認めるわけにはいきません。全体として眺め  
てみれば、今予算の計上は不十分だと思いますので、平成20年度一般会計予算について反対しま  
すという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第17号：平成20年度愛西市国民健康保険特別会計予算につきましては、特定健康診査等  
委託料1億2,363万3,000円の内訳のお尋ねがありました。内訳は、集団健診が607万1,000円で  
個別健診が1億1,020万9,000円、積極的支援275万円、動機づけ支援で433万2,000円とい  
うことでありました。反対討論として、保険税の滞納者がふえる中で払える保険税にしていくた  
めに、実態に即した保険料の減免制度の拡充が必要です。資産割の課税は固定資産税との二重課  
税であり、なくしてほしいという要望もあります。国保法44条の医療費の減免を実施されるこ  
とは医療費の負担はますます重くなっている現在、市民に喜ばれることであり、窓口には申請  
書を用意し、対象となる人へ情報を提供して多くの方が利用できるようにすべきですという御  
意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第18号：平成20年度愛西市老人保健特別会計予算につきましては、反対討論として、提  
出されていることは、この老健の特別会計の打ち崩しに反対したいと思っておりますので、本予算に  
反対いたしますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されま  
した。

議案第19号：平成20年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、反対討論はあ  
りましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第20号：平成20年度愛西市介護保険特別会計予算につきましては、反対討論として、平



成18年度から介護保険制度が改悪され、利用したくてもできない制度にますますなっています。保険料はどんどん上がり、施設利用料も居住費や食費まで別に支払わなければなりません。これでは、安心して介護を受けることができません。ぜひ低所得者の減免を行い、愛西市に住んでよかったと言えるまちづくりをしていただきたいと要望しますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

請願第1号：後期高齢者医療制度の実施中止を求める意見書の提出についての請願につきましては、反対討論として、我が国の老人医療費は年々増加しており、高齢化の本格化に向けて、平成14年度の医療制度改革において、新たな高齢者医療制度の創設が示されました。そして平成18年の法律改正により、都道府県を単位とした全市町村が加入する広域連合を軸に進められることになっています。この制度は将来にわたり持続可能なものとしていくための新たな医療制度体系として、平成20年度から実施されるものであるため、実施中止を求める請願には反対しますという御意見がありました。賛成討論として、後期高齢者医療制度は75歳以上の高齢者を独立した別枠の制度に押し込める制度です。75歳以上といっても元気に活躍して見える方などいろいろな方が見えます。心身の特性があるなら、それに合わせた医療をすればいいだけの話で、病気がちでいずれ死を迎えるとして一つの保険制度でまとめてしまう、別の保険にして切り離す理由は何もありません。国会及び政府に対し、後期高齢者医療制度の実施中止を求める意見書提出を求める本請願の内容に全面的に賛成ですという御意見がありました。採決の結果、賛成少数で不採択と決定しました。

陳情第1号：市町村管理栄養士設置に関する陳情につきましては、反対討論として、県内の市町村においては管理栄養士を配置する市町村が年々増加していますが、近隣市町村では、事業ごとに管理栄養士をパート雇用していることが多く、当市においても同様であります。平成20年以降、特定健康診査、特定保健指導への対応、地域での食育の推進等専門的な栄養指導をする人の設置の必要性について、事業の動向を踏まえ平成21年度以降の設置について検討していく必要があると考えますが、現段階では時期尚早と考えていますという御意見がありました。賛成討論として、食育基本法の具体化、特定健診・特定保健指導の実施などメタボリックシンドローム対策にも栄養指導は欠かせません。栄養、食生活の専門知識や技術を備えた専任の管理栄養士を正規職員として愛西市に配置するべきですという御意見がありました。採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（佐藤 勇君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

次に、経済建設委員長、報告をお願いいたします。

#### ○経済建設委員長（加賀 博君）

経済建設委員会の結果を報告いたします。

経済建設委員会は、3月21日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第7号：愛西市早尾地区排水施設の指定管理者の指定につきましては、農業集落排水で早尾地区に関しまして、公共下水道に加入することができる計画はあるかという質問に対しまして、もともと旧立田村は全域農業集落排水ということでしたので、そのような計画はないということでした。賛成討論として、等施設につきましては、旧立田村時代から区域内の排水をよくするため、また環境に配慮した水質を維持していくため、立田地区を9処理区に分け事業を進めてきました。早尾処理区におきましても、事業の計画のときから地域の方々の御協力をいただき、本年4月から供用開始となりました。今回の指定管理者におきましても、今までの経緯を踏まえるとともに、接続率の向上、収納率のアップを図ることができると思います。今後は住民の方々の生活環境の向上と環境に配慮した水質の確保を行政とともに図っていただくようお願いして賛成討論といたしますという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第8号：平成19年度愛西市一般会計補正予算（第4号）、議案第13号：平成19年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）及び議案第14号：愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第15号：平成20年度愛西市一般会計予算につきましては、地域し尿処理施設維持管理料の管理組合維持管理請負料が前年と比較すると減額になっているが、その要因についてお尋ねがありました。答弁として、修理関係の変動によるものということでありました。また、農業委員会だよりの配付関係についてのお尋ねがありました。農業団体を通して年1回各農家に配付するとのことでした。

水田農業構造改革対策費の中で有機米の補助が前年に比べて減額になっているが、その要因はという質問に対しまして、地区における面積の関係という答弁でありました。

また、津島愛西水郷観光連絡協議会について質問がありました。これは合併前に旧立田村と津島市が連絡協議会をつくっていたので、愛西市が引き継いだものということです。勝幡駅前広場の用地買収と困難な物件はあるかというお尋ねがありました。用地買収については、19年度は40%ぐらい済んでいるが、20年度についても同じような歩調を進めて、3ヵ年で完了したい。また困難な物件については、他府県の方とか、相続の関係であるが、最終的には面談して詳細について話し合い、理解を求めていきたいという答弁でありました。反対討論として、議案第15号：平成20年度愛西市一般会計予算につきましては、大型公共事業である下水道事業への繰出金があるので反対しますという御意見がありました。賛成討論として、歳出においては、当委員会付託のものとして、現在整備が進められている勝幡駅前広場整備事業、市内の橋梁耐震補強工事を行うため橋梁耐震事業、市の土地利用の将来像を描くための都市計画マスタープラン策定などが計上されています。これらの事業は今後市政運営を進めるためにも重要な事業です。市民一人ひとりが安心して暮らせるまちづくりを行政一丸となり行政運営に努めていた

だくようお願いして、賛成としますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第21号：平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算につきましては、農業集落排水事業は市直営で行くのか委託でいくのか、その判断をしていく上で何が要素になっていくのか、行政の考え方について質問がありました。直営のメリット、管理組合のメリット、それに伴いデメリットもあり、算定方式の違い等もあるが、今後協議会の場で検討していきたいということでありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第22号：平成20年度愛西市公共下水道事業特別会計予算につきましては、新年度で進捗率が何%になるかというお尋ねに対しまして、20年度予算を終了した時点で18%ぐらいということでありました。反対討論として、愛西市の下水道は愛知県と共同で大型公共事業として進められ、予算と時間がかかります。合併浄化槽やコミュニティープラントで行えば費用もかからないし、早く整備が進められる可能性があります。合併浄化槽やコミュニティープラントを積極的に活用すべきと考えるので、大型公共事業型の下水道事業には反対しますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第23号：平成20年度愛西市水道事業会計予算につきましては、石綿管更新工事はいつごろ終了するのかという質問に対しまして、行政的なこともあるので、あと三、四年で終了したいという答弁でありました。賛成討論として、水道事業は市民にとって欠かすことのできない事業です。住民にとって安心して水が利用できるために愛西市の水道事業は多くの課題を持っています。昨年、佐織地区の水道料金が値上げされました。今後できる限り住民負担をかけないように事業を行うことを求めて賛成しますという御意見でありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

陳情第2号：「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情につきましては、賛成討論として、鳥獣被害に対して、本来の自然を取り戻していくということを踏まえながら対応すべきだという考え方が必要だと思います。本来昔から日本に生息している動物については、生態系を取り戻すという中で対応することが必要だと思います。賛成しますという御意見がありました。採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

それでは、委員長報告に対する質疑をお受けいたします。

質疑があればどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

以上をもちまして常任委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・特別委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第3・特別委員長報告を行います。

総合斎苑建設調査特別委員会へ付託しました陳情につきまして、御審査をしていただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

総合斎苑建設調査特別委員長報告をお願いいたします。

○総合斎苑建設調査特別委員長（太田芳郎君）

それでは、総合斎苑建設調査特別委員会の報告をさせていただきます。

総合斎苑建設調査特別委員会は、3月18日午後3時から開催をいたしました。当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、陳情第4号：愛西市火葬場計画の見直しを求める陳情につきましては、初めに当委員会と検討委員会の今までの主な協議事項について報告をいたしました。

要望事項1番につきましては、道路整備を中止することはできないが、行政側は今後も西保団地との話し合いを継続し、理解が得られるよう努力していただきたいという御意見がありました。また、基本計画を定める前に道路をつくっていくところに問題があり、基本計画に関しても、パブリックコメントの中でも意見が出ているわけであるから、この基本計画そのものが絶対ではないということです。この地域に火葬場を持っていくことに関しても、住民の合意がとれていることが前提と考えますという御意見がありました。

次に要望事項2につきまして、最近では自宅でやられるのは少なくなり、民間のところでは費用が高いと聞くわけですが、特別委員会や検討委員会でも承知していただいています。また、セレモニーホールの併設は地元の要望と聞きますので、利用者の利便性や経済性を考えると見直しをすることには反対をいたしますという御意見がありました。

また、セレモニーホールそのものを設置するかどうか、あるいはどのような規模にするかということについては検討することが必要だと思います。もし、つくるにしても利用されないことには意味がないわけですし、住民の皆さんの意向調査などを含めて検討する必要があります。セレモニーホールをどうするかによっては、斎場そのものの規模の問題をもう一度考えるということになりますし、全体にわたって皆さんの意見を求めて見直しをしていくことは大事なことだと思いますという御意見がありました。また、セレモニーをして、すぐそのまま炉の方へ運ぶというのは、時間的にも経費的にも助かるのではないかというお話も聞いております。若い世代はセレモニーをせず、いきなり炉の方へ持っていくということも東京の方では聞いていますが、まだまだ愛西市ではセレモニーホールを利用される方がほとんどではないかと思っておりますので、そういう利便性を考えると、住民にとっては便利ではないかと考えますという御意見もありました。賛成討論として、現在進めている火葬場建設にかかわる事業については、一たんストップし話し合いをしていくことが大事だと考えます。話し合いをする一方で事業を進めていくというふうでは、地元の皆さんの理解を得ることが難しいと考えます。セレモニーホ

ールについても、市民の皆さんの声やニーズといったものを市が調査をし、その上で公表し説明していくことが必要ではないかと考えます。今回出されました陳情に関しては議会として真摯に受けとめ、これを市の方へもう一度この問題に関して真摯に考えるよう提案していくという意味で重要と考えますという御意見がありました。採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

以上をもちまして特別委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・意見書案第1号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第4・意見書案第1号：道路特定財源の確保に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○25番（加賀 博君）

意見書案第1号：道路特定財源の確保に関する意見書について

このことについて、愛西市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

平成20年3月24日提出、提出者、愛西市議会議員 加賀博、賛成者、愛西市議会議員 太田芳郎、加藤和之、古江寛昭、榎本雅夫、日永貴章、柴田義継、大宮吉満、大島功、愛西市議会議員 佐藤勇殿

道路特定財源の確保に関する意見書（案）を朗読し説明とさせていただきます。

道路整備は、市民生活の利便、安全・安心、地域の活性化にとって不可欠であり、住民要望も強いものがある。

現在、地方においては、高速道路など主要な幹線道路のネットワーク形成を初め、防災対策、通学路の整備やあかすの踏み切り対策などの安全対策、さらには救急医療など市民生活に欠かすことのできない道路整備を鋭意行っている。また、橋梁やトンネルなどの道路施設の老朽化が進んでおり、その維持管理も行わなければならない、その費用も年々増大している。

こうした中、仮に現行の道路特定財源の暫定税率が廃止された場合、地方においては約9,000億円の税収の減が生じ、さらに地方道路整備臨時交付金制度も廃止された場合には、合わせて1兆6,000億円規模の減収が生じることになる。こうしたこととなれば、厳しい財政状況の中で、道路の新設はもとより、着工中の事業の継続も困難となるなど、本市の道路整備は深刻な事態に陥ることとなる。さらには、危機的状況にある本市の財政運営を直撃し、教育や福祉といった他の行政サービスの低下など市民生活にも深刻な影響を及ぼしかねないことにも

なる。

よって、国においては、現行の道路特定財源の暫定税率を堅持し、関連法案を年度内に成立させるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成20年3月24日、愛知県愛西市議会議長 佐藤勇。衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、内閣官房長官殿、総務大臣殿、財務大臣殿、経済財政政策大臣殿、国土交通大臣殿。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 勇君）

次に、意見書案第1号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

○21番（永井千年君）

この文書の中で、本市の道路整備は深刻な事態に陥ると、厳しい財政の中で、どのような影響が本市にあるかということは調査はされたのかどうか、されたのであれば御報告願いたいと思います。

○25番（加賀 博君）

まだ調査はしておりません。

○議長（佐藤 勇君）

他にございませんか。

[発言する者なし]

他に質疑なしと認めます。

次に、意見書案第1号につきましては、本日が本定例会の最終日でございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって意見書案第1号につきましては、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

次に、意見書案第1号について、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

意見書案第1号：道路特定財源の確保に関する意見書について討論を行います。

道路特定財源は、道路の整備率が非常に低かった田中内閣時代から始まったものであります。今日道路の整備率、舗装率は100%に近くなってきております。今この道路特定財源は、今日では例えば10年間で59兆円もの道路事業を行うなど、生活道路の整備というよりも高速道路、大型事業に使う財源になっております。また、この道路財源がもととなって建設官僚の天下り、また不適切な支出も報道されております。今この道路特定財源を見直すべきという国民の声も

多数になっておりますので、この意見書案に対しては反対をいたします。

○議長（佐藤 勇君）

他にございませんか。

○5番（吉川三津子君）

反対の立場で討論させていただきます。先ほど意見が出ましたように、この道路特定財源というのは、大きな事業に対して使われるものであり、市町村においては、国が道路特定財源であろうが一般財源から市町村におりて来ようが、全く影響のないものであるというふうに考えております。先日の朝日新聞の調査では、道路特定財源に反対の国民の声が過半数を超えてきております。やはり一般財源に組み込んで地域の福祉に使うのか、道路に使うのか、やはり地域の事情を考えて使いやすいような仕組みにしていく必要があります、道路特定財源として残すということが含まれているこういった意見書には反対といたします。

○議長（佐藤 勇君）

他にございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤 勇君）

御意見なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第1号を採決いたします。

意見書案第1号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第1号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第5・議案第1号：愛西市寄付金条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、議案第1号：愛西市寄付金条例の制定について、賛成討論を行います。

寄附は、この愛西市をみずからの生活を営んでいる郷土として、また大切なふるさととして、その改善や発展を願い行われるものであります。この条例が制定されることによって、これまで以上に寄附者の意図が尊重され、またそのお金が大切に使われ、そのことを寄附者や市民にしっかりと報告されるように期待をし賛成をいたします。以上です。

○議長（佐藤 勇君）

他にございませんか、賛成討論。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて賛成討論の終結を行います。

次に、議案第1号を採決いたします。

議案第1号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第2号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第6・議案第2号：愛西市後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

後期高齢者医療に関する条例に対する反対討論を行います。

なぜ75歳で後期高齢者だけ別建ての保険料にするのか明確になっていない。制度そのものが県1本の広域連合の条例に従い、保険料も市町村の独自の減免制度がありながら、後期高齢者だけは適用できないのは不公平である。75歳以上であれば、どこか体調がよくなって、医者にかからない人はいない。2年に1度保険料が上がる仕組みで、これでは医療費の負担と保険料の負担が大きく、医者にもかかれない。65歳から74歳まで障害者からも後期高齢者に入れて保険料を徴収することは、弱い立場の人たちを集めて保険料を取り立てる仕組みになっています。

日本の社会保障の原点が総崩れする思いがするのは私だけでしょうか。市長は国のやることだから従わなければならないと答弁されましたが、住民の命と暮らしを守ることが市町村の役割ですが、住民の立場に立った市政を進めるためにも、ぜひ独自の施策を進めていただきたい。後期高齢者医療制度はまさしく医療費を削減するための制度です。今まで戦前・戦後の大変な中を生き抜いてきた高齢者には、医者にもかからず早く死ねというのかと怒りの声が渦巻いております。このような後期高齢者医療制度は即時に中止すべきだと考えます。

以上申し上げまして、後期高齢者医療に関する条例制定についての反対討論といたします。

○議長（佐藤 勇君）



他に反対討論はございませんか。

[発言する者なし]

なければ、賛成討論の発言を許します。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第2号を採決いたします。

議案第2号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第3号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第7・議案第3号：地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての賛成討論を行います。

この制度の導入は地方公務員が働きやすい職場、働き続けることができる職場にしていく上で、大きな前進の契機となるものであります。育児休業、育児短時間勤務、部分休業が積極的に取得されても大丈夫なように、市は職員体制をきちんと築いていく必要があります。国会の附帯決議でも代替要員の確保など、育児休業等の取得しやすい職場環境を整えるとともに、男性職員の取得率向上に努めること、育児短時間勤務を理由として職員が不利益な取り扱いを受けることのないよう周知の徹底をはかることなどが決議されています。質疑で、法律どおりやっていると表明されましたが、法律だけではなく国会決議のこの趣旨も踏まえて条例の制定を機に積極的に対応されるよう求めて賛成討論いたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に賛成討論、発言ございますか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第3号を採決いたします。

議案第3号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第4号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第8・議案第4号：愛西市児童厚生施設設置条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第4号を採決いたします。

議案第4号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第5号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第9・議案第5号：愛西市ちびっ子広場設置条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第5号を採決いたします。

議案第5号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第6号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第10・議案第6号：愛西市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

介護保険条例の一部を改正する条例についての賛成討論を行います。

今回の介護保険条例改正は、税制改正によって激変緩和措置として負担の急激な増加を一定に抑えるために、平成18年、19年度、今回20年度まで延長され、1,859人がその恩恵を受けることになることについては賛成いたします。しかし、介護保険が平成18年度に改正されて保険料が値上げ、今まで非課税だった人が課税対象となり、今まで非課税による住民サービスが受けられなくなるとサービスが低下し、昨年は住民税の値上がりに伴い介護保険も引き上げを余儀なくされるなど、少ない年金がまたまた減っていききました。75歳以上の高齢者は後期高齢者医療で、65歳以上74歳までは国保料を年金から天引きされます。これでは暮らしていけないと高齢者叫び声が聞こえてきます。低所得者への利用料、保険料の減免制度を、ぜひ今後も取り組んでいただけるよう要望いたしまして、賛成討論いたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に賛成討論はございませんか。

[発言する者なし]

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第6号を採決いたします。

議案第6号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決決定いたします。

ここで10分間休憩をとります。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（佐藤 勇君）

再開させていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第7号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第11・議案第7号：愛西市早尾地区排水施設の指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、最初に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

議案第7号：愛西市早尾地区排水施設の指定管理者の指定について、賛成の立場で討論いたします。

議案質疑の折、指定管理者導入によるメリットとデメリットについて発言をさせていただきました。そして先日の経済建設委員会では、指定管理者制度でやっていくかどうか、今後の検討課題であるとの答弁がありました。私は地域が運営にかかわることは賛成の立場ですが、指定管理者を導入しなければ地域住民がかかわることができないかという面で、検討の余地があると考えております。しかし今後運営に関する地域の情報共有についても前向きであり、仕組みについても改善をしていくとの方針が示されましたので、賛成といたします。

○議長（佐藤 勇君）

次に、4番・日永貴章議員、どうぞ。

○4番（日永貴章君）

議案第7号：愛西市早尾地区排水施設の指定管理者の指定について賛成の立場で討論させていただきます。

当施設につきましては、旧立田村時代から区域内の排水をよくするため、また環境に配慮した水質を維持していくため、立田地区を9処理区に分け事業を進めてまいりました。各地方々の御尽力により、現在、立田地区では9処理区のうち7処理区が稼働し、住民の方々の御理解と御協力をいただいております。早尾処理区につきましても、事業の計画のときから地域の方々の御努力をいただき、特に代表者の方々には、処理区以上に多大なる御努力と御尽力いただき、本年4月から供用開始となります。

今回の指定管理者におきましても、今までの経緯を踏まえるとともに、メリットである接続率の向上、収納率のアップを図ることは、期待できると思います。今後は今までの経緯を十分

に理解していただき、住民の方々の生活環境の向上と環境に配慮した水質の確保、指定管理者と行政が協力し努力していただきますようお願いいたしまして、この議案に対する賛成討論とさせていただきます。

○議長（佐藤 勇君）

他に賛成討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第7号を採決いたします。

議案第7号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第8号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第12・議案第8号：平成19年度愛西市一般会計補正予算（第4号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

賛成討論のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第8号を採決いたします。

議案第8号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第9号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第13・議案第9号：平成19年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

御意見もないようですので、反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

御意見ないようですので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第9号を採決いたします。

議案第9号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第10号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第14・議案第10号：平成19年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第10号を採決いたします。

議案第10号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第11号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第15・議案第11号：平成19年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第11号を採決いたします。

議案第11号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第12号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第16・議案第12号：平成19年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第12号を採決いたします。

議案第12号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第13号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第17・議案第13号：平成19年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第13号を採決いたします。

議案第13号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第14号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第18・議案第14号：平成19年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第14号を採決いたします。

議案第14号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第15号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第19・議案第15号：平成20年度愛西市一般会計予算についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）



20年度一般会計予算の反対討論を行います。

貧困と格差はますます広がって年収200万円以下の人は1,022万人に達し、生活保護の受給者も108万人に上っています。ことしの国民、市民の暮らしは給料が下がったままで、物価は、食料、日用品などの必需品がどんどん上がる。税金は上がるのに社会保障は切り下げられ、まさに3重苦、4重苦であります。そのため生活費を足りない分を、少ない貯蓄を取り崩して補っているために、国民の貯蓄率もどんどん下がり、貯蓄の全くない家庭が20%を超えています。

国が国民にこのような大きな負担増を押しつけようとしているときに、国・県に従っていく、法律で決まったんだから仕方がないという市の姿勢でいいのでしょうか。今必要なのは福祉の切り下げはしない強い決意、市民の暮らしを守る断固たる姿勢であります。少ない予算の中で工夫をし、自治体の本来の役割である住民の暮らし、福祉を守る施策を一層きめ細かく進めていく必要がますます求められていると思います。

私たち日本共産党議員団は、昨年12月19日、新市の20年度予算編成に当たって、市政アンケートや直接お聞きした市民の声をまとめて、市長に対して201項目の要望書を提出し、住民要望の予算化を求めました。

20年度予算のうち、子供の医療費無料化の通院小学校3年生、入院中学校3年生までの年齢引き上げ。引き続き小・中学校の建物耐震補強工事。三つの児童館、子育て支援センターの建設が行われます。また新規事業として、消費生活多重債務相談員の配置、ファミリーサポートセンター事業、一般不妊治療補助、不登校の児童・生徒支援のための適応指導教室の設置が行われるなど、実現している住民要望もあります。そして、介護認定者の障害者控除の認定の拡大や、小規模工事等受注希望者登録制度の創設、医療費の一部負担金の減免制度の4月からのスタートなど、評価すべき点もあります。

しかし同時に、ことしの予算は高齢者に大変つらい思いをさせる後期高齢者医療制度の導入、保育料の15%引き上げ、現基本計画を前提とした総合斎苑の建設、経済性を優先した給食センターの統合を前提としたPFIの検討、効率第一の保健センター業務の集約などの予算は市民の願いとは違うもので、このまま認めるわけにはいきません。また国民保護協議会、嘱託職員に報奨金を払って行う徴税も行うべきではありません。反対している住民基本台帳ネットワークへの接続もそのままあります。たびたび求めています住民税、国保税、介護保険料等の実効ある減免制度の確立も実現していません。30人学級や私立高校生に対する授業料補助の増額など、まだまだ住民の要望の多くが予算化をされていません。

以上、20年度予算はこのまま認めるわけにいかない予算があり、住民要望の実現も不十分と言わざるを得ませんので、20年度一般会計予算に反対といたします。

○議長（佐藤 勇君）

次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

議案第15号：平成20年度愛西市一般会計予算について、反対の立場で討論させていただきます。

私は、この一般会計予算に市民の5年後、10年後の暮らしを守るため議会で初めて、この年度初めの予算に反対をいたします。

20年度予算案には、子育て支援センター事業への取り組みなど、次世代育成行動計画、その他数々評価できる取り組みがあるものの、納得いかない事業も幾つかあります。そのうち斎場建設問題と給食センターのPFI導入可能性調査への予算措置には全面的に反対いたします。

平成19年9月議会で、監査委員である加藤和之議員より監査報告がありました。その折、市の財政を危機に陥れるような大きな歳出が見込まれているとして、公共下水道事業と日光川流域下水道事業負担金のうち196億円が一般会計から繰り入れられることが上げられました。そして佐屋、佐織公民館の保全計画では、13億円の支出なども見込まれていることなどが述べられました。こういった背景から維持管理費は必要最小限にする必要があり、施設の休止、または廃止を含めて検討していただきたいと加藤議員は監査委員として提言をされました。また将来を考え、新たな施設を建設することには、さらに今ある施設を考える以上に慎重であるべきことは言うまでもありません。できるだけ借金をふやさないこと、維持管理費をふやさないようにすることは、今市長に課せられた任務であることも言うまでもありません。

しかし斎場建設の予算は、当初は約20億円とお聞きしていましたが、徐々にふえ、今後地域対策費を含めると30億円近くに届く勢いではないでしょうか。そして一般質問では、今後の維持管理費の財源はどうするかと尋ねたところ答弁はありませんでした。このような財政状況で、今までどおりの市民サービスの質を低下させず、市民負担も増加させずに財政運営をしていくことは不可能です。必ずどこかでしわ寄せが来ます。

この間、西保町の方々は額縁道路と呼んでいらっしゃるようですが、斎場周辺道路問題、測量委託契約の問題、分割発注の問題など、納得できないことが続いております。そして一番理解を得なければならない西保団地の理解が得られていないという現実がある以上、強引に計画を進めることには反対です。いま一度立ちどまり話し合いをすべきです。

もう1点大きな反対の理由は、給食センターのPFI導入可能性調査についてです。学校給食問題は合併直後から何度も取り上げ、一括購入、統一メニューには反対の立場で発言してまいりました。今では少しずつ手づくりも復活し工夫がされてきているところかと思えます。昨日の経済建設委員会では、地産地消への取り組みに関して答弁があり、学校給食などとの連携についても、今後検討されていくといううれしい答弁がありました。そういった背景がありながら、教育部の方ではPFI導入の検討の予算がとられているということは矛盾しております。PFI導入は大規模給食センター方式への変換を意味するものであり、地産地消に逆行するものであります。私は子供たちのアレルギー対応給食の実施の必要性、食の安全、食育からも大規模給食センターには反対です。また財政健全化法では、PFIによる民間企業との長期にわたる契約金の支払いが、借金の返済と同様に扱われますので、維持管理費の比率の高いPFIは、将来負担比率が上昇する可能性が高くなりますので、慎重に検討されねばなりません。調査に入る以前に検討すべきことが検討されていないのではないのでしょうか。指定管理者制度やPFIを導入すれば、行革に取り組んでいるような錯覚に陥りがちです。こういった仕組みを

流行のように導入するのではなく、コスト面だけではなくて、サービス向上が見込めるかどうか、そういったことを検討して初めて導入を考えるべきです。

最後に、市長に、いま一度市民の皆さんに目を向けていただきたい。5年後、10年後の愛西市の財政に責任が持てますか。斎場の件、だれもが変だとわかることをつじつま合わせの理由をつけて進めていませんか。市民の皆さんも徐々に疑問を持ち始めています。今市長が他の自治体から、この計画の進め方をどのような目で見られているのか、広い視野に立ち冷静に客観的に見詰めていただきたいことをお願いして、反対の討論といたします。

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に、27番・石崎たか子議員、どうぞ。

#### ○27番（石崎たか子君）

議案第15号：平成20年度愛西市一般会計予算について、反対の立場で議論をさせていただきます。

私は平成19年度9月補正予算におきましても、衛生費、環境衛生費、また土木費、道路新設改良費など、愛西市総合斎苑関係補正予算についても反対をいたしました。その理由もるる申し上げてまいりました。近年、日本はもとより世界じゅうで温暖化が進み、原油高などによるガソリンの値上げなどで経済恐慌もいわれております。この先の社会生活や高齢社会に突入した私どもの周りでは、将来の生活不安が増大いたしております。

その中、愛西市の財政において、市長が施政方針説明の中で、地方交付税や国庫補助金が削減され税財源の増加も期待できないなど、本市を取り巻く財政状況は依然として厳しい状態である旨述べておられます。今世間では、いわゆる箱物行政の失敗を報じられております。夕張市はもとより大阪府や熱海市など、枚挙にいとまがありません。

本市を取り巻く財政状況は依然厳しいと言われながら、市長は平成20年度一般会計予算を195億4,500万円も計上されました。市税収入見込み73億8,000万円、歳入合計の37.8%であり、自主財源は繰入金を合わせ全体の52.7%、繰入金7.8%、近隣のどの市よりも多い依存財源47.3%であります。津島市では市税は50.7%、自主財源63.1%で一般会計予算は178億4,000万円にとどめられております。

予算の中で、今西保団地の皆様につらい思いをさせて胸をいためております4款衛生費の総合斎苑建設5億8,298万8,000円についてでございます。基本設計、実施設計において9,000万円、その内訳が基本設計2,000万円、実施設計4,700万円、そして造成計画に2,300万円とのことで、造成工事に5,500万円の予算、特に造成設計には納得がいきません。基本計画が提示されておりますが、特別委員会以外の議員や一般市民への説明はパブリックコメントで済まされるのでしょうか。駐車場の206台や図面においても無駄や無理があります。ましてや今西保団地の方々ときちんと話し合われるのなら実施設計はとめるべきだと存じますし、誠意を持って対応をしていただきたいと存じます。最初から不可解な斎場計画でございました。詳しい説明のないまま性急に計上された総合斎苑建設費予算のお認めはできないことを申し上げ、反対討論とさせていただきます。

○議長（佐藤 勇君）

他に反対討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

最初に、8番・田中秀彦議員、どうぞ。

○8番（田中秀彦君）

議案第15号：平成20年度愛西市一般会計予算の賛成討論をいたします。

平成20年度愛西市一般会計予算額は約195億円と提示されました。愛西市の財政力と人口から10億ないしは15億円削減した約180億円ないし185億円の予算規模が妥当と考える。しかし今年度予算の内容を精査すれば、今年度起債総額約18.7億円のうち耐震補強工事費において約4.2億円、総合斎苑建設費に約5.8億円、児童館、子育て支援センター建設費に約2.9億円、勝幡駅前広場整備事業費に約9,200万円、親水公園整備事業費に約1,800万円、防災無線整備工事費に2,300万円などなど、約総額14億2,000万円程度の合併特例債が見込める事業予算が含まれており、今年度一般会計予算約195億円の予算額はやむを得ないと考えるところであります。

今年度予算の中で、評価すべき事業としては、1. 市土地利用の将来像を描く都市計画マスタープラン策定事業。2. 少子化対策としては、児童館、子育て支援センター建設、子供医療費扶助の拡大。3. 市民の健康・予防対策として特定健康健診、生活機能評価事業などが上げられる。また、不登校の学校復帰支援として適応指導教室事業などが計上されております。

しかしながら、今年度の最重要事業は総合斎苑建設であると考えます。現在、愛西市火葬場の利用状況は、旧佐屋地区は佐屋斎場、旧佐織地区は津島斎場、旧八開、立田地区は稲沢市祖父江斎場をお願いし利用している状況である。しかし、愛西市佐屋斎場は敷地が狭く施設の老朽化が激しく、たびたび故障し修理しつつ使用している状況である。津島斎場は、昭和27年稼働で耐用年数はとうに過ぎており、老朽化が激しいとのことであります。また、祖父江斎場は現在の斎場件数から考え、他の受け入れの余力がほとんどない状況であると。このような愛西市の置かれた火葬場状況を考えれば、愛西市民が他の施設を利用することなく住みなれた土地で葬儀が行える施設の建設が緊急の課題であると考えます。幸い火葬場建設に対し、今の愛西市にとり必要との認識は行政はもちろん、議会、あるいは市民の大多数が賛成しているところでもあります。しかし、斎場建設のうちセレモニーホールの建設は不要であるとの一部住民より陳情書が提出されているが、市民の多数はセレモニーホールを併設すれば、葬儀すべて一式が1ヵ所のできる利便性、また、セレモニーホールを併設した場合に民間業者に比べて葬儀費用が安く上がり、市民の負担が軽くなり住民サービスにつながる点。またセレモニーホールの利用料収入が見込め、斎場運営経費の軽減につながる点を考えれば、行政当局及び斎場建設特別委員会や検討委員会が計画のセレモニーホール併設の総合斎苑計画が必要であると考えます。

今後斎苑計画建設に際し、行政は法令を遵守し市民の多様な意見を聞き、よいことは少しでも事業に反映させてほしい、しかし最終的には民主主義のルールに従い、事業執行を進めていただきたいと思います。

最後に平成20年度の予算執行に際し、公金であり血税であるとの認識をし厳しく執行していただくことを要望し、平成20年度愛西市一般会計予算の賛成討論といたします。

○議長（佐藤 勇君）

それでは、次に4番・日永貴章議員、どうぞ。

○4番（日永貴章君）

議案第15号：平成20年度愛西市一般会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

本予算195億4,500万円、前年度予算3.5%増という予算の中、各部門ごとに少しでも住民の方々に充実したサービスを提供できるよう検討され、編成された予算であると思います。

歳入といたしましては、市税収入や地方交付税はほぼ前年並みで、そのほかとして財政調整基金15億3,300万円、市債18億7,200万円で歳入不足を補てんされており、大変厳しい財政状況となっております。

歳出におきましては、市長の公約も含め、児童館の未整備学区への児童館建設に、3億892万円。未就学児、小学校1年生から3年生の入院・通院の医療費及び小学校4年生から中学3年生の入院の医療費の自己負担を助成する子供医療費助成、3億3,669万円。市内の小・中学校の耐震補強工事を実施する小・中学校の耐震補強工事、3億8,185万円。現在整備が進められている勝幡駅前広場整備事業、7,888万円などが計上されております。これらの事業は、市民の方々にとっても重要な事業であり、今後、市政運営を進めるためにも重要な事業であると思われま。

市は4月より合併し4年目を迎えますが、自主財源が50%程度と低く、また今後は合併特例債を含め地方債の償還による負担もふえ、大変厳しい財政運営を、今後も今まで以上に進めていかなければなりません。そのような状況の中で、行政改革大綱、集中改革プランなどを策定し、今後の大まかな市の方向性が示されています。しかし、少子・高齢化が急速なスピードで進み、市としての財政確保が困難な状況下で早急に財源確保を含め、各市所有の公共施設を有効で効率的な活用、また市民の目線に立った各事業の展開から効率性、必要性の検討などさまざまな問題の対応をしていただき、最少の予算で最大の効果を生み出す事業の実現を今まで以上にしていただきたいと思えます。

現在、愛西市はさまざまな面で局面に立たされていると思えますが、今後も市民を第一に考え、協議・検討され、さまざまな考え方がある中で正確な情報を的確に提供されていくことを望みます。最後に、財政難を第一の理由に合併し誕生した愛西市も4年目を迎えます。互譲の精神で誕生した市でありますので、今後もこの気持ちをだれもが忘れることなく、市民一人ひとりが安心して暮らせるまちづくりを、皆が一丸となり行政運営に努めていただきますようお願い申し上げます、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（佐藤 勇君）

他に、賛成討論ございませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第15号を採決いたします。

議案第15号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第16号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第20・議案第16号：平成20年度愛西市土地取得特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

議案第16号：平成20年度愛西市土地取得特別会計予算について、反対の立場で討論いたします。

土地取得特別会計の財源であります土地開発基金については、平成18年の5月の臨時会で、合併前の4町村の繰越残と愛西市合併時の期首残高が1億2,772万4,000円合わないことを指摘いたしました。そして18年の6月議会では、土地開発基金の土地分の財産の問題で、市が農地法違反をして農地を取得している問題と、土地開発基金というのは本来普通財産であるにもかかわらず、既に学校用地や公園、道路に利用済みのものまでも含まれている。いわゆる行政財産になっているものまで基金として計上している問題を取り上げました。本日ちょっと資料を持ち合わせておりませんが、約13億の基金として残っているかと思いますが、あたかもその全額が基金で残っているかのような計上がされていることは問題であり、約半分以上が既に行政財産となっていると思います。この問題を提起してもうすぐ2年になります。今なおこういう状況がある以上、この予算案には反対いたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、賛成討論のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第16号を採決いたします。

議案第16号を、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第17号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第21・議案第17号：平成20年度愛西市国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

議案第17号：平成20年度愛西市国民健康保険特別会計予算についての反対討論を行います。

市民には国保税は負担が大きく、滞納はいつまでも解消できない状況であります。長期滞納者には短期保険証の発行があり、資格証明書の発行があれば病気になっても医者にもかかれないう状況で、今の状況の中では資格証明書は発行はされておりましたが、今後も資格証明書の発行をしないようにしていただきたい。そして少しでも支払いのできるように援助すべきです。保険料の滞納者がふえる中で払える保険料にしていくために、実態に即した保険料の減免制度の拡充が必要です。

土地など資産があっても所得の少ない人にとっては、資産割の加算は負担が大きく、後期高齢者医療制度では資産割はなく、国保も資産割の課税は固定資産税との二重課税であり、なくしてほしいという要望も寄せられております。国保法44条の医療費の減免を実施されることは、医療費の負担がますます重くなっている現在、市民に喜ばれることであり、窓口には申請書を用意し、ぜひ対象となる人へきちんと情報を提供して多くの方が利用できるようにすべきです。以上申し上げまして、反対討論といたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に反対討論はございませんか。

[発言する者なし]

なければ、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第17号を採決いたします。

議案第17号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議案第18号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第22・議案第18号：平成20年度愛西市老人保健特別会計予算についてを議題とし、

討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

21番・永井千年議員、どうぞ。

### ○21番（永井千年君）

平成20年度愛西市老人保健特別会計予算についての反対討論を行います。

20年度の老人保健特別会計予算は3ヵ月予算であります。老人保健法を高齢者の医療の確保に関する法律へ衣がえしましたが、これを元に戻す、4野党の後期高齢者医療制度廃止法案に賛成し、後期高齢者医療制度の導入に反対する立場から3ヵ月予算とする、この平成20年度愛西市老人保健特別会計予算に反対といたします。

### ○議長（佐藤 勇君）

他に反対討論はございませんか。

[発言する者なし]

なければ、賛成討論の発言を許します。

[発言する者なし]

賛成討論もなしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第18号を採決いたします。

議案第18号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第23・議案第19号（討論・採決）

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第23・議案第19号：平成20年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

10番・真野和久議員、どうぞ。

#### ○10番（真野和久君）

それでは、議案第19号：平成20年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算について、反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、医療費削減を目的に75歳以上の方を、治療の長期化や普通疾患への罹患が見られる、多くに認知症の問題が見られる、いずれ避けることのできない死を迎えるなどと乱暴にくくりにして、別建ての保険制度に分離し、受けられる医療も差別する、許すことのできないひどい制度であります。保険料負担においては、保険料負担がふえ月1万5,000円の年金からも強制的に天引きをする。愛西市が行っている減免も適用されないなど、大きな問題があります。



政府与党は軽減措置を言いますが、1年間や5年という限定的なものであり、いずれ高齢者に本来の負担が、今後ますます重くのしかかってくるものであります。医療そのものにおいても、包括医療で診療報酬を制限するために、十分な医療が受けられなくなるおそれがあり、また高齢者担当医制度などの導入がされれば、担当医にかからなければほかの診療科を受けられないなど、自由に診療を受けられなくなるおそれもあります。また、今年度から行われる特定健診においても一部そのあと健診そのものが受けられない方も出てくるような予算になっております。

このようなひどい制度は、これまでも、ほかの自治体でも530を超える自治体で中止や見直しを求める意見書が出てくるなど、大きな問題となっております。こうしたひどい制度は、中止や撤回しかありません。このような制度に対して市の予算を使い、また市民の皆さんに負担を強いる、この後期高齢者医療制度特別会計予算そのものに対して反対をいたします。以上です。

○議長（佐藤 勇君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第19号を採決いたします。

議案第19号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・議案第20号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第24・議案第20号：平成20年度愛西市介護保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

平成20年度愛西市介護保険特別会計予算についての反対討論を行います。

平成18年度から介護保険制度が改悪され、利用したくてもできない制度にますますなっています。特に昨年はコムスの不正請求問題で、各事業者が今まで行っていたサービスができなくなり、高齢者世帯では介護認定だけの洗濯物しか干せなくなったり、認定者がデイサービスに行っているのでふろの掃除もしてもらえないなど苦情が寄せられております。実態は一層深刻な場になっております。懐ぐあい介護サービスを制限され、低所得者には選択の余地もあ

りません。保険料はどんどん上がり、施設利用料も居住費や食費まで別に支払わなければなりません。これでは安心して介護を受けることができません。年をとっても、ちっともいいことはない、高齢者の自殺、うつ病などがふえて深刻な社会問題となっています。ぜひ低所得者の減免を行い、地域で宅老所、まちかどサロンなど地域で支え合う事業への助成を実施するなど、愛西市に住んでよかったと言えるまちづくりを、ぜひしていただきたいと要望いたしまして、反対討論といたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

賛成討論もなしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第20号を採決いたします。

議案第20号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・議案第21号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第25・議案第21号：平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算についての賛成討論を行います。

平成7年度からスタートした立田の農業集落排水施設の建設は14年かかりましたが、今年度予算で立田地区が完成して9地区すべてが完成いたし、供用開始を迎えます。途中で県費の削減により一たん9年計画に変更されたり、使用料金も最も高いときは、福原地区が4人家族で月に6,300円となっていました。徐々に引き下げ、今度の早尾地区の4人家族は3,800円でスタートいたします。管理方式、使用料金の見直し、そして20年度末で17億5,250万円となる見込みの基金の運用の問題など、今後の課題は多いが管理方式、使用料金とも住民負担が軽減さ

れる方向で行われて、基金の活用も住民の意見を聞き、関係住民が納得できる方向で検討されることを強く望みます。以上、賛成討論といたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に賛成討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第21号を採決いたします。

議案第21号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決決定といたします。

ここでお昼の休憩とさせていただきます。再開は予定どおり13時30分から行います。

午後0時00分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（佐藤 勇君）

休憩を解きまして会議を再開させていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・議案第22号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

日程第26・議案第22号：平成20年度愛西市公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

議案第22号：平成20年度愛西市公共下水道事業特別会計予算についての討論を行います。

下水道の整備は住民の強い要望であるとともに、河川の浄化を進める上でも整備が急がれております。愛西市の下水道は、愛知県と共同で大型公共事業として進められ、予算と時間が大変かかります。合併浄化槽やコミュニティープラントを積極的に活用していけばもっと費用もかからないし、早く整備が進められる条件があります。日本共産党は、住民の要望に早くこたえるためにも、このような合併浄化槽、コミュニティープラントを積極的に活用すべきだと考えますので、本予算には反対をいたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第22号を採決いたします。

議案第22号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第27・議案第23号（討論・採決）

### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第27・議案第23号：平成20年度愛西市水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

### ○24番（加藤敏彦君）

議案第23号：平成20年度愛西市水道事業会計予算についての討論を行います。

水道の事業は、市民にとって欠かすことのできない事業であります。住民にとって安心して水が利用できるためには、愛西市の水道事業は今多くの課題を持っております。

平成20年度予算では利用料金の値上げの内容はありませんが、今年度は大幅な値上げをされました。そのことは住民税の増税や、または原油高騰による物価の値上げなどと重なり三重の負担を強いております。この点は十分に認識をいただきたいと思います。そういう中でも、低所得者や少量利用者への軽減の制度を早く設けること。また料金値下げのためには自己水、地下水の積極的な利用や、また長良川や徳山ダムなど、大型事業を進めるための料金体系となっている県水の見直しを求めているとしたいと思います。愛西市の水道事業は今後も施設の更新、そして利用料金や事業の統一など多くの課題がありますが、この課題に積極的な努力を求めて賛成といたします。

### ○議長（佐藤 勇君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第23号を採決いたします。

議案第23号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決決定とします。

◎日程第28・請願第1号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第28・請願第1号：後期高齢者医療制度の実施中止を求める意見書の提出についての請願についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

最初に、21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

それでは、請願第1号：後期高齢者医療制度の実施中止を求める意見書の提出についての請願の賛成討論を行います。

2006年度に自民党、公明党が強行した後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を独立した別枠の制度に押し込める制度です。この3月20日には政府公報が新聞に折り込まれ、4月1日の制度実施が近づくにつれて、ますます全国で怒りの声が広がっています。皆さんが怒っているのは、負担がふえることや給付が減らされることに対する怒りだけではなくて、75歳以上の方を「後期高齢者」と呼んで、75歳になった途端に現在加入している医療保険から全員が脱退させられ、扶養家族からも引き離される形になることです。75歳という年齢を重ねただけで差別されることであります。「後期」という呼び名にも侮辱的な響きがあるとされます。家族と一緒に暮らしていた母屋から、75歳を過ぎた人だけ離れに移すようなやり方だとの、国会での指摘は的を得ています。

厚労省は、75歳以上の別建て保険を導入する理由を、75歳以上の特性として、治療が長引き複数の病気にかかっている、多くの方に認知症が見られ、いずれ避けることのできない死を迎えると定義し、日本が世界で最も高齢化が進んでいるので、私たちが世界にモデルを提示する。医療費を維持可能な制度にするためと強弁をしています。厚労省が明らかにしている医療費削減の見通しも、2015年には3兆円、2025年には8兆円。削減目標のうちそれぞれ2兆円、5兆円と目標の60%以上を75歳以上の高齢者分としています。ねらい撃ちにしていることは明白であります。

75歳以上と言っても、元気に活躍して見える方などいろんな方が見えます。心身の特性があるなら、それに合わせた医療をすればいいだけの話で、病気がちでいずれ死を迎えるとしても、一つの保険制度でまとめてしまう。別の保険にして切り離す理由は何もありません。世界の国民皆保険制度の国で、年齢によって高齢者の医療を別建てにしている国は一つもありません。

そして政府は、後期高齢者の診療報酬を定額制の包括払いとし、上限を設け、高齢者が受けられる医療を制限すること、健康診断は75歳を過ぎたら法律上の実施義務はなくし、治療中の方などを健康診断の対象から外すこと、75歳以上だけに限って終末期相談支援料を新設し、終末期には尊厳死の証文を書かせる仕組みをつくることなどを計画しています。終末期は全力で治療しなくていい、あまりお金をかけることはしないでくれと言わんばかりであります。お金がかかると、まず真っ先に高齢者の医療から削る。高齢者の医療をおろそかにする、このよう

な後期高齢者医療制度は、中止・撤回以外にありません。

以前は老人医療の無料制度がありました。後期高齢者の制度を新たにつくるといふのなら、75歳まで長生きしておめでとうございます。きょうから医療費は全く心配ありません。これからは最高の医療が受けられますというようにすべきではないでしょうか。ですから、今回、国会及び政府に対して後期高齢者医療制度の実施中止を求める意見書提出を求める本請願の内容には全面的に賛成であります。全国の自治体から政府に寄せられました中止、見直しの意見書も中央社会保障推進協議会の調べで3月21日現在で全国の自治体の約30%、534自治体で中止、見直しの意見書が採択されています。国会でも日本共産党、民主党、社民党、国民新党の野党4党は、28日、4月実施予定の後期高齢者医療制度を廃止する法案を衆議院に提出しています。全国からも国家に500万人を超える中止、撤回を求める署名も提出されています。議員の皆さんがぜひ本請願に賛成されるように訴えて、私の賛成討論といたします。

○議長（佐藤 勇君）

次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

請願第1号：後期高齢者医療制度の実施中止を求める意見書の提出の請願について、賛成の立場で討論させていただきます。

議案質疑の折も申しましたが、大垣市の3月議会では、自民党の議員の方たちが日々勉強を重ねられ、後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書を提出され、可決されたことは御紹介させていただきました。その意見書には高齢者に新たな負担が生じること、年金から保険料が強制徴収されること、保険料を払えない場合は保険証を取り上げ、一たん窓口で医療費を全額負担させること、2年ごとに保険料が見直しされ、将来さらに負担が予想されることなど、数々の問題を含んでいると記されています。

また高齢者の生活は、一層厳しさを増してきており、本制度が実施されれば過酷な負担がさらに追い打ちをかけ、高齢者の暮らしと健康保持にとって重大な悪影響を及ぼし、我が国の繁栄に尽くしてきた人々の老後を踏みにじる暴挙となることは必至であるとも述べています。私は、この制度は今のお年寄りだけの問題ではなく、年金額が大幅に減るであろう団塊の世代以降の問題でもありと考えております。またお年寄りばかりを診療する病院は経営が成り立たないなど、ほかにもさまざまな問題が発生するであろうこの制度には反対であり、この請願には賛成いたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

次に、請願第1号を採決いたします。

請願第1号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立少数であります。よって、請願第1号は不採択と決定をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第29・陳情第1号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第29・陳情第1号：市町村管理栄養士設置に関する陳情についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

最初に、26番・宮本和子議員、はいどうぞ。

○26番（宮本和子君）

市町村管理栄養士設置に関する陳情についての賛成討論を行います。

食の安全が今大変大きな問題となり、食育基本法の具体化、特定健診、特定保健指導の実施などメタボリックシンドローム対策にも栄養指導は欠かせません。地域の特性を生かした地域住民に適した栄養政策の企画立案が不可欠です。栄養食生活の専門知識や技術を備えた専任の管理栄養士を正規職員として愛西市に配置すべきだと考えます。以上申し上げまして賛成討論といたします。

○議長（佐藤 勇君）

それでは次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

陳情第1号：市町村管理栄養士設置に関する陳情について、賛成の立場で討論いたします。

健康は食事からと言われているように、病気の予防には正しい食事が大切です。中高年や子供たちの生活習慣病の予防、学校でも栄養教諭の充実が急務であり、お年寄りへの栄養指導など、管理栄養士が地域で果たす役割は重要となっており、食生活の適切な指導がされるようになれば医療費削減にもつながります。

私は子育てボランティア活動をしていますが、今の子供たちが栄養のバランスを考えた食の選択ができないように、若い保護者にもそのような傾向が見られます。また、虐待には食事を与えない虐待もあり、命にかかわる問題も起きています。このような事情から、食に関する適切な情報共有や指導をする管理栄養士の設置は重要と考えますので、この陳情には賛成といたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に賛成討論はありませんか。

[発言する者なし]

次に、反対討論の発言を許しますが、御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第1号を採決いたします。

陳情第1号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立少数であります。よって、陳情第1号は不採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第30・陳情第2号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第30・陳情第2号：「鳥獣被害防止特措法」関連の予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

最初に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

陳情第2号について賛成の立場で討論させていただきます。

農業被害を防ぐための対策は必要であり、生物の種類や状況によって捕獲や駆除は必要です。しかし環境に関する専門家が少ない自治体が、配慮なき捕獲や駆除の計画を立てて、特定の鳥獣を駆除することになれば、生態系のバランスを崩すこととなりかねません。つまり、その鳥獣が捕食していた別の鳥獣がふえ、新たな被害が発生するからです。例えば、カラスを捕食していた猛禽類が減ったことがカラスの増加につながっているということです。こういったケースから考えても、私は捕獲、駆除と生態系を破壊しないという両方の考え方があって初めて被害防止が可能になると考えています。よって、この陳情に賛成いたします。

○議長（佐藤 勇君）

次に、24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

陳情第2号：「鳥獣被害防止特措法」関連の予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情について討論を行います。

予算審議の中でも、愛西市におきましてもカワラバト、カラス、ヌートリアなどこの鳥獣等の被害があることが報告されました。この中でも古来からのカワラバト、カラスなどは生態系が戻ればその被害が減ると考えられますが、ヌートリアなどの帰化動物については一定の駆除が必要だと思いますが、そういう点から言っても本来の生態系を取り戻すことをきちっと踏まえた上での対策をとることが必要だと考え、この陳情に賛成をいたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に賛成討論はありませんか。

[発言する者なし]

なければ次に、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。



[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第2号を採決いたします。

陳情第2号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立少数であります。よって、陳情第2号は不採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第31・陳情第3号（討論・採決）

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第31・陳情第3号：自主共済制度の保険業法の適用除外を求める意見書の採択を求める陳情についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

10番・真野和久議員、どうぞ。

#### ○10番（真野和久君）

それでは、自主共済制度の保険業法の適用除外を求める意見書の採択を求める陳情について、賛成討論を行います。

改正保険業法が2006年4月1日に施行されてから、これまで非営利で自主的に行われてきたさまざまな共済運営団体にも保険業法が適用されることになりました。しかしながら、保険業と自主共済とは全く性格が異なるものであり、これらを一緒にして規制をすることには大きな問題があります。

自主共済は営利を目的とせず、所属団体や職業や地域など特定の構成員を対象とする市民の相互扶助の仕組みです。例えば高校生の保護者を対象とした高等学校PTA連合会傘下の道府県PTAの安全互助会、日本勤労者山岳連盟など山岳団体の遭難対策基金、知的障害者の入院互助会、こうした多くの自主共済があり、市民にとって安い掛金で親身な給付が受けられる大切な組織であります。しかし改正保険業法の適用の結果、共済運営団体が共済事業を続けるためには、2008年3月31日までに株式会社、または相互会社を設立し、少額短期保険業の登録または保険会社の免許を受けなければなりません。従来、多くの自主共済はこの要件を満たすことは到底困難であり、自主共済の多くは存続の危機に瀕しています。既に宮崎県高等学校PTA連合会安全互助会、知的障害者の入院互助会である静岡県の育成互助会等が解散に追い込まれています。

保険業法改正の理由として、オレンジ共済事件等が上げられました。しかしながら、これらは不特定多数を対象にかつ営利を目的とした悪質な詐欺事件であります。そうした点からも保険業法の適用そのものが大きな問題になっています。自主共済制度の保険業法の適用除外を求めることが今大変必要となっています。以上、賛成討論といたします。

#### ○議長（佐藤 勇君）

他に賛成討論はございませんか。

[発言する者なし]

なければ次に、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第3号を採決いたします。

陳情第3号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立少数であります。よって、陳情第3号は不採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第32・陳情第4号（討論・採決）

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第32・陳情第4号：愛西市火葬場計画の見直しを求める陳情についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

最初に、10番・真野和久議員、どうぞ。

#### ○10番（真野和久君）

それでは、愛西市火葬場計画の見直しを求める陳情について、賛成討論を行います。

1月末に愛西市総合斎苑基本計画が完成いたしました。その基本計画の中に書いてある内容に関して言うと、他地域の施設と比較しても火葬炉の炉数や駐車場など、過大な施設と考えられることが出てまいりました。またパブリックコメント等でも意見がかなり出されており、今後、この基本計画そのものを見直しをしていく必要があります。これについては、式場などについても本当に式場が必要かどうか。また、必要な場合でもどの程度の規模にするかどうかに関して、やはり市民のニーズをしっかりと把握して計画を見直していく必要があります。

また周辺道路の建設については、そもそも基本計画の確定前からこの建設を実施。実質的に施設の範囲を確定するようなこうしたやり方は到底認められるものではありません。このようなやり方では、今後基本計画を見直していく上でも大きな問題となってまいります。そもそもこの火葬場の建設に関しては、地元の皆さんが納得されることが一番大切であります。そうした点でも建設予定地に一番近い地域である西保団地の方から、今回火葬場の計画の見直しを求める陳情が出ているのであり、地域の同意が得られない以上、とりあえずストップし、しっかりと話し合いをするべきであります。話し合いはするが一方で建設を進めていくのでは、到底住民の皆さんの納得を得ることはできません。以上の点から今回の愛西市火葬場計画について、この陳情をこの議会として採択を求めるものであります。

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

陳情第4号：愛西市火葬場計画の見直しを求める陳情について、賛成の立場で討論いたします。

自分の家の前に火葬場ができたならばと想像して、市は西保団地の方と接していらっしゃるのでしょうか。私は今の市の対応と、私が今までかかわってきた産廃問題での出来事とダブって仕方がありません。何度もこういった方々と接してきましたので、西保団地の方々の気持ちが自分のことのようによくわかります。

私が一番最初に産廃問題にかかわったのは、立田村枝郷地区の問題でした。後日同意は撤回されましたが、一部の方だけで同意が決定されたり、村も県も許可しているからと言って業者が関係者から同意をもらって歩いたり、同意書に偽造があったりもしました。そして、最終的に一番計画地に近い方々で反対運動をされました。ほとんどの産廃問題が同じ構造で強引に押しつけられています。

愛西市の斎場問題では、西保町の区会で6対1の多数決でもって決まったことを、市は西保町の賛同を得たとして強引に計画を進めようとしています。そして市は西保団地の方々に議会の特別委員会でも検討委員会でも決定しているのだからと説明をし、市江児童館の件でも母親クラブの代表に計画の説明をただけなのに、賛同を得たとし、外堀を固めるようなやり方をやられたと言われても仕方がない方法で西保団地の皆さんと接して来られたのではないのでしょうか。田中議員も民主主義で決めていくべきとおっしゃっていましたが、多数決だけが民主主義ではなく、少数派の意見をどう取り入れるかも民主主義であります。

またこの計画が持ち上がってから、何度も私は議会の中で発言してきたことですが、火葬場については行政の責任で市民が困らない対策をすべきですが、セレモニーホールはそうではありません。そして愛西市総合計画にも、市長の公約にも、合併協議会の協議事項にもセレモニーホールが必要だとは書いてありません。ならば、どうしてこういった計画となったか、市長は市民に財源なども含めて説明する責任があるはずですが、しかしニーズ調査も不十分なまま進められているのが現状ではないのでしょうか。

今回の陳情署名は西保団地だけからのものではありません。多くの市民が名を連ねています。今もなお署名は集まってきていると聞いております。市民の多くが疑問を持っていることを市長は真摯に受けとめるべきです。なぜ今の規模になったのか、そしてその結果なぜこの場所なのかを十分に御理解いただける経緯とデータがない限り、西保団地のみならず、市民の理解を得られないと思っております。

私は愛西市の財政状況を考え、セレモニーホール建設には最初から反対の立場を通し、額縁道路にも異議を唱えてきました。市長には立ちどまってこの計画を見直す勇気を持っていただきたい。西保団地の皆さんと誠意ある話し合いの場につくことをお願いして、この陳情には全面的に賛成いたします。

○議長（佐藤 勇君）

次に、27番・石崎たか子議員、どうぞ。

## ○27番（石崎たか子君）

陳情第4号：愛西市火葬場計画の見直しを求める陳情について、賛成の立場で討論させていただきます。

このたびのこと、西保団地の皆様には大変申しわけない気持ちでいっぱいでございます。この斎場問題は、最初の段階から「地権者が動揺するから黙っていてほしい」の言葉に何の疑問も持たずにおりました。ましてや斎場の一番近くの西保団地の方々のお気持ちを受けとめず、多数決の民主主義、西保町のならわし、文化として受けとめておりました。今は西保団地の方々のお話を聞き、何とかせにゃの心意気でおります。陳情の中ほどに言われている「議員の皆さんは御自分の地元に来なければよいと沈黙を決めるのか」、その言葉には消え入りたいような思いでございます。最初から私は財政が豊かなれば、火葬場と待合室にセレモニーホールの併設は構わないと申しました。現在の市の財政からかんがみ、式場は不必要ということも発言してまいりました。そして旧佐屋火葬場での改築、増設も申し上げました。斎場建設特別委員会での議事録を読まれた西保団地の皆様の心情を思いますとき、私は議員としての役職の重さを改めて感じている次第であります。過日の一般質問、そしてきょうも市民に安く済むセレモニーホールの併設をと言われましたが、しかしその安くした分をだれが負担していくのでしょうか。機械も建物も最初からペイできないと特別委員会でも申されております。そして業者に丸投げするのなら初めからかかわらない方がよいではないでしょうか。それよりも、旧佐織はコミュニティセンターでの葬儀が許されているのに、旧佐屋、立田はいまだに使用できないままではありませんか。合併して3年にもなります。今若い世代は葬儀をしないで直接火葬を願う人があり、市内でも間々あるとお聞きしました。家族葬として、身内だけで式をされる方も多くなりました。私の提案は、待合室の一部屋に祭壇を設置します。祭壇が要らないときには戸を閉める。家族葬をされる事情の方々に安く済ませてあげるお助けをされてはいかがでしょうか。この陳情書の西保団地の方々の本心は、白紙撤回だと存じます。だれかがいやな思いをしなければならぬと断腸の思いで出された陳情書を、市長、話し合いの回数を重ねれば済む問題でもありません。一度斎苑関係を少しの間ストップし、西保団地の方々と誠意を持って話し合いをされることを市長に願い、この陳情書に対する賛成討論といたします。

## ○議長（佐藤 勇君）

他に賛成討論ありませんか。

[発言する者なし]

なければ、次に反対討論の発言を許します。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第4号を採決いたします。

陳情第4号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、陳情第4号は不採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第33・選挙第1号

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第33・選挙第1号：海部地区環境事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

ここでお諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定をいたしました。

それでは、海部地区環境事務組合議会議員に加藤敏彦議員と榎本雅夫議員を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま議長において指名をいたしました加藤敏彦議員と榎本雅夫議員を海部地区環境事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、加藤敏彦議員と榎本雅夫議員が海部地区環境事務組合議会議員に当選されました。

ただいま海部地区環境事務組合議会議員に当選されました加藤敏彦議員と榎本雅夫議員が議席におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤 勇君）

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

閉会の前に市長から発言を求められておりますので、ここで許可をいたします。

○市長（八木忠男君）

一言お礼を申し上げます。

3月5日から本日までの長きにわたりまして、本当に多くの案件、新年度へ向けての予算など慎重に御審議をいただき、御決定をいただきましてありがとうございます。御指摘いただいた点、十二分に留意しながら予算等の執行につきましても進めてまいりたいと思っております。

実はけさ、職員の人事の内示を伝えたところでございます。新しい年度に向けて組織、あるいは人身も新たにして、新しい年度を迎えたいと思っております。議員各位にお

かれましても、それぞれのお立場でまた御指導、御協力いただきますようお願いを申し上げます。

報告と申しますか、この3月26日には早尾地区の集排の処理場の竣工式、そして30日には消防団の再編に伴うところの式典なども予定をしております。御出席いただきますようお願い申し上げますと同時に、季節の変わり目ということでありまして、どうぞお体御自愛いただき、それぞれのお立場でまた御活躍いただきますように御祈念申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（佐藤 勇君）**

これにて平成20年3月愛西市議会定例会を閉会いたします。

午後2時10分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

愛西市議会  
議長

佐藤 勇

会議録署名議員  
第21番議員

永井 千年

会議録署名議員  
第22番議員

黒田 国昭